

介護予防・日常生活支援総合事業について

1 本市独自サービスへの参入について

本市独自の介護予防・生活支援サービスである、生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの指定状況は下記のとおりです。

今後も利用者が増加することが予想されますので、更なる参入をお待ちしております。指定申請の手続き等に関しては「NAGOYA かいごネット」にてご案内を行っております。

(平成 30 年 6 月 1 日時点)

サービス種別	生活支援型 訪問サービス	ミニデイ型 通所サービス	運動型 通所サービス
指定件数	282 件	68 件	147 件

2 本市のサービス種別とサービス種類コードについて

予防専門型訪問サービス及び予防専門型通所サービスのみなし指定が平成 30 年 3 月 31 日で終了したことに伴い、平成 30 年 4 月 1 日からの各サービスの種別とサービス種類コードは以下のとおりです。

<本市のサービス種別とサービス種類コード（平成 30 年 4 月～）>

サービス種別	サービス 種類コード	対象事業者
予防専門型訪問サービス	A 2	予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
生活支援型訪問サービス	A 3	生活支援型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
予防専門型通所サービス	A 6	予防専門型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者
ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス	A 7	ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者

※ 共生型サービスについては、別途「NAGOYA かいごネット」に掲載

3 総合事業 Q A について

事業者の方からよくいただく質問について、Q A にまとめたものを「NAGOYA かいごネット」に掲載（※）しています。内容も随時追加していきますので、定期的にご確認いただくようお願いします。

※ 「事業者向け>総合事業及びいきいき支援センター関係>総合事業」

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し①

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算（Ⅱ））。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
 - ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
 - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービスの提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算（Ⅰ））。

＜現行＞

生活機能向上連携加算 100単位／月

＜改定後＞

生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位／月（新設）
生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位／月

- 同一建物等居住者にサービス提供する場合は報酬について建物の範囲等を見直すとともに、一定の要件を満たす場合の減算幅を見直す。

＜現行＞

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（ <u>介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> ）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

＜改定後＞

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し②

- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。※ 経過措置の期限…平成31年3月31日まで
 - また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
 - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気をサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
 - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

通所型サービス

- 外部の介護予防通所リハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。
 - 生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）
 - ※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
 - 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
 - ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。

＜現行＞	⇒	＜改定後＞
栄養改善加算 150単位/回		変更なし

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し③

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。
- | ＜現行＞ | ⇒ | ＜改定後＞ |
|------|---|---------------------------------------|
| なし | | 栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）
※6月に1回を限度とする |
- 通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
- ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
 - ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能
- であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。（通知改正）

共通事項

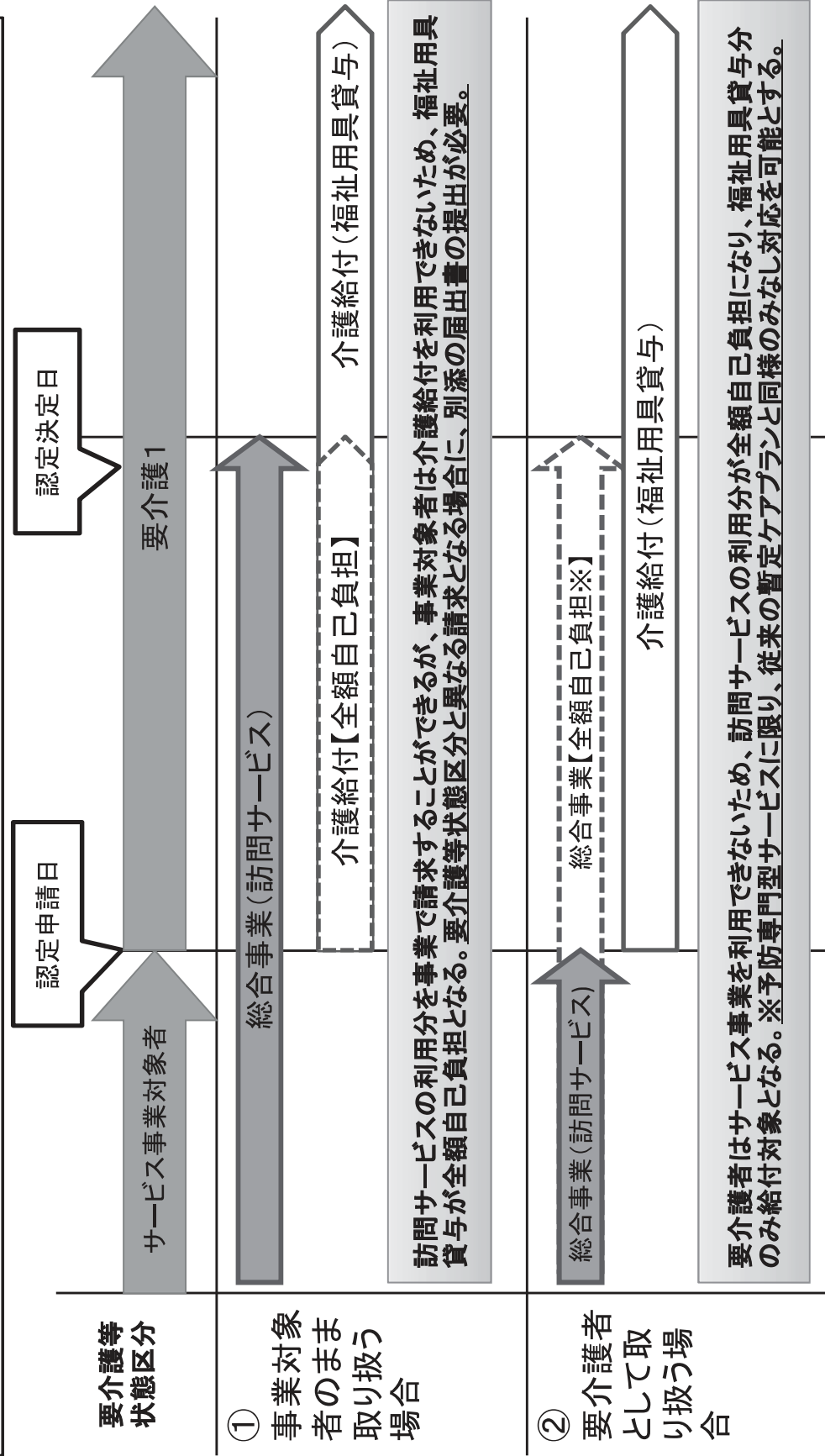
- 地域区分について、給付に準じた見直しを行う。（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）（別紙）
- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定することとする。（訪問型サービス、通所型サービス）

[施行日]

平成30年10月1日施行。(一部の規定は施行済み)

総合事業ガイドライン案に係るQ&Aについて 平成27年3月31日介護保険最新情報vol.450

基本チェックリストによる事業対象者が訪問サービスを利用していたが、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、訪問サービスの利用分は全額自己負担になるのか。【第4 サービス利用の流れ 問4】 ※表現の若干の修正有り



(宛先) 名古屋市 区長

要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書

私は、以下の要介護認定有効期間の開始日以降、介護給付サービスを利用するまでの間に利用した介護予防・生活支援サービス事業費の支給を希望しますので届出します。

<申請者>

被保険者番号

1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

氏名 介護 太郎

住所 名古屋市〇〇区〇〇町△△

<要介護認定有効期間>

平成28年10月20日 ～ 平成29年4月30日

<認定有効期間中の総合事業サービス利用期間>

平成28年10月20日 ～ 平成28年11月19日

<介護サービス利用開始（予定）日>

平成28年11月20日

窓口に来られた方（郵送の場合、ご本人が来所された場合は記入する必要はありません。）

住所

氏名

〔被保険者との関係 家族・事業者・その他（ ）〕

総合事業の日割り算定について【補足資料】

総合事業の月額包括報酬の日割り算定につきましては、以下の取扱いとなります。なお、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」のとおり、いきいき支援センターにおいて標準的な取扱いが定められておりますのでご承知おきください。

①月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。

6/1 6/10 契約日 6/20 利用開始予定日 6/30

例) 起算日を 6/20 利用開始予定日とした場合

予防専門型通所サービス：日割単位数×11 日（起算日からの日数）

※利用者と事業所との合意を前提に、利用開始予定日を起算日として日割り算定を行う。

※上記の例において、利用者の都合等により実際には 7 月から利用を開始し、6 月中に利用実績がない場合は、6 月分は報酬を算定せず、7 月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

②月の途中より総合事業サービスの間で利用サービスを切り替えた場合

例) 予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合

- ・ミニデイ型通所サービスについては、ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。
- ・予防専門型通所サービスについては、上記の起算日の前日までの日数で日割り算定を行う。

6/1 契約解除日 6/10 契約日 6/20 利用開始予定日 6/30

予防専門型通所サービス ▶ ミニデイ型通所サービス

例) 起算日を 6/10 契約日とした場合

予防専門型通所サービス：日割単位数×9 日（起算日の前日までの日数）

ミニデイ型通所サービス：日割単位数×21 日（起算日からの日数）

※厚労省事務連絡の表下に記載のとおり「※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日とする。」ことから、予防専門型通所サービスとミニデイ型通所サービスの日数の合計を、6 月であれば 30 日としなければならない。

質問や意見等について

【質問】

●「新しい総合事業」の日割り算定について

NAGOYAかいごネットに平成 28 年 6 月 8 日付けで掲載された介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に係る Q & A の No. 7 において、月額包括報酬の日割り算定では、「契約日については、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を用いても差し支えない。」と記載されているが、29 の各いきいき支援センターにおいて対応を統一したいと考えている。下記の内容を、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いとしても良いか。

<新しい総合事業の日割り算定における契約日の取扱いについて>

- ・原則、契約書内の契約期間に利用開始予定日を記入し、その日を「契約日」とみなして日割り算定を行う。
- ・契約書内に契約期間の記載のない場合は、サービス担当者会議などの場で、利用者と事業者が合意のうえで利用開始予定日を決め、それを「契約日」とみなして、ケアプラン・利用票に反映させる。
- ・結果として、利用開始日が変更となっても、日割りの算定開始日（契約日）は変更しない。

～いきいき支援センター事務局～

特に問題ありません。ただし、上記の内容はいきいき支援センターにおける標準的な取扱いであるため、個々のケースにおいて、利用者と事業所の合意を図ったうえで、対応していただくようお願いします。

上記内容に係る想定 Q A

【質問】

上記の標準的な取扱いの説明をしたうえで、事業所から、利用者との契約日を起算日としたいとの申し出があった場合はどのように対応すれば良いか。

厚労省事務連絡には契約日を起算日とする旨が示されていること、及び上記の標準的な取扱いは利用者と事業所の合意が前提であることから、質問のケースでは利用者との契約日を起算日として対応することになります。

【質問】

既に契約を交わし、利用者に対して費用等の説明を終えている場合に、上記の標準的な取扱いを遡って適用する必要があるか。

質問のケースにおいて、契約日や契約書内の契約期間を起算日として対応している場合には、遡ってやり直す必要はありません。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入 居者生活介護における 外部サービス利用型を 含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療 養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開 始(※1)	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療 養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 契約日
		・利用者との契約開始 契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) 退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) 契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) 退所日の翌日
		・公費適用の有効期間開始 開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合) 資格取得日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 変更日
		・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除 契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) 入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1) サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1) 入所日の前日
		・公費適用の有効期間終了 終了日
		-
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	-	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。
 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

総合事業における通所サービスの利用期間等について【改定】

2017年5月15日

ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの利用期間等につきまして、下記のとおり、お取り扱いいただきますようお願いいたします。

※ 2016年6月16日掲載記事から、「3 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の再利用可能時期について」の内容を変更しております。

変更の概要は、再利用にあたっては、いずれの通所サービス（予防専門型、ミニデイ型、運動型）も利用していない期間が連続6か月経過していなければならないとしていましたが、再利用前に予防専門型サービスを利用していた場合は、ケアマネジメントの結果、通所サービスを利用する必要性があれば、未利用期間に制限されず基準緩和型サービスを利用できるものとした点です。

1 ミニデイ型通所サービスの利用可能期間について

原則、週1回の実施で、24回目の属する月の末日までを利用可能期間とする。

（目安：1クールは3か月・12回実施、2クールは6か月・24回実施）

また、クール途中から参加する場合、次のクールを1クール目とすることができる。

※ サービス計画時において、事業所の都合により6か月以内に24回以上のサービス提供を計画できない場合に限り、24回目の属する月の末日まで利用可能期間を延長することができる。よって、24回目が6か月を超えることも想定される。

※ 利用者の都合による利用期間の延長は認めない。

※ 事業開始後の利用期間の延長は認めない。

※ 利用者が欠席した日のプログラム補講は原則として実施しないこととしているが、事業者の判断で補講を実施する場合は、運営規程で定めた利用定員、営業日等の範囲内で実施する。

例1）初回から参加の場合

・開始日：7月3日の場合（24回目を12月に設定）

利用可能期間：7月3日 ～ 12月31日

・開始日：7月25日の場合（24回目を1月に設定）

利用可能期間：7月25日 ～ 1月31日

例2）途中から参加の場合（途中参加日：8月1日）

利用可能期間：8月1日 ～ 3月31日

	クールA 7/3 ～ 9/30	クールB 10/1 ～ 12/31	クールC 1/1 ～ 3/31
利 用 可 能 期 間			
	8/1 ～	1クール目	2クール目

2 運動型通所サービスの利用可能期間について

利用開始日から、利用開始日の6か月後まで（24回以上）

※ サービス計画時において、事業所の都合により6か月以内に24回以上のサービス提供を計画できない場合に限り、24回に達するまで利用可能期間を延長すること。

※ 利用者の都合による利用期間の延長は認めない。

※ 事業開始後の利用期間の延長は認めない。

例) 利用可能期間：7月3日 ～ 翌年1月2日

3 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の再利用可能時期について

基準緩和型通所サービス（ミニデイ型、運動型）利用終了後、当該サービスを再利用する場合は、いずれの基準緩和型通所サービス（ミニデイ型、運動型）も利用していない期間が連続6か月を経過した時点から可能（サービスを利用していない期間6か月を挟まなければならない）とする。なお、予防専門型通所サービス利用後、ケアマネジメントの結果、利用者の心身の状態の変化により基準緩和型サービスを利用する場合は、利用していない期間を制限しないものとする。

例) ミニデイ型利用終了日：11/30の場合
(例はミニデイ型だが、運動型も同様の考え方)

①	～ 11/30 ミニデイ	12/1 ～ 5/31 利用なし	6/1 ～ ミニデイ
②	～ 11/30 ミニデイ	12/1 ～ 4/30 予防専門型	5/1～ ミニデイ

4 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の利用継続について

(1) 「ミニデイ型利用終了後のミニデイ型利用」及び「運動型利用終了後の運動型利用」について

「3 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の再利用可能時期について」の例のように、連続利用を不可との取り扱いとする。

(2) 「ミニデイ型利用終了後の運動型利用」及び「運動型利用終了後のミニデイ型利用」について

サービス終了時における基本チェックリストの結果、「事業対象者」の基準に該当しており、介護予防ケアマネジメントにおいても必要性が認められる場合は、当分の間、利用可との取り扱いとする。なお、この場合における「3 通所サービス（ミニデイ型、運動型）の再利用可能時期について」は、以下の例のとおりとなる。

例) ミニデイ型利用終了日：11/30の場合
(例はミニデイ型だが、運動型も同様の考え方)

①	～ 11/30 ミニデイ	12/1 ～ 5/31 運 動 型	6/1 ～ 11/30 利 用 な し	12/1 ～ ミニデイ	
②	～ 11/30 ミニデイ	利 用 な し	12/15 ～ 6/14 運 動 型	6/15 ～ 12/14 利 用 な し	12/15 ～ ミニデイ

お問い合わせ

名古屋市健康福祉局

地域ケア推進課地域支援係

電話：052-972-2540 E-Mail：a2540@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

＜介護予防改善加算＞

区 分	内 容												
概 要	利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算するもの												
対象サービス	・ミニデイ型通所サービス ・運動型通所サービス												
算定要件	「心身の状態の改善」とは、ミニデイ型通所サービスは以下の①を、運動型通所サービスは以下の①と②の両方を満たすことをさす。 ① 基本チェックリストのNo.1 からNo.20 までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数より減少していること ② 基本チェックリストのNo.6 からNo.10 までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数より増加していないこと また、運動型通所サービスはサービス提供終了日から1 か月間、ミニデイ型通所サービスはサービス終了月から翌月末日までは、他の通所サービスを利用しなくても、改善された心身の状態が維持できることを要件とする。												
単位数	【50 単位×利用月数】をサービス終了月に加算（利用月数の上限は6 月） 例) ① 6 か月利用して状態改善して終了：50 単位×6 月→300 単位 ② 3 か月利用して状態改善したので、利用可能期間の途中であるが、サービスを終了：50 単位×3 月→150 単位 ① 6/1 利用開始 <table><tr><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td></tr></table> 11/30 利用終了予定 →11 月利用分に 300 単位を算定 ② 6/1 利用開始 <table><tr><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td></tr></table> 8/31 利用終了（当初のケアプランは11/30 利用終了予定） →8 月利用分に 150 単位を算定	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月								
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月								
その他留意点	以下の理由によりサービスを終了した者は、算定要件を満たしている場合でも加算を算定しない。 ・身体状態等の悪化により、通所が困難になった場合 ・介護保険の認定申請の結果、要介護状態に認定された場合 ・本人が死亡した場合 ・その他、サービスを終了する理由が不明なものや把握が困難な場合												

<評価加算>

区 分	内 容						
概 要	サービス提供開始日から3か月経過時及び6か月経過時において、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等を把握するための評価を実施した月に所定の単位数を加算するもの						
対象サービス	・運動型通所サービス						
算定要件	所定の評価項目について評価を実施した場合 【所定の評価項目】 ・主観的健康感 ・基本チェックリスト ・転倒リスクアセスメント ・体力測定【・開眼片足立ち ・歩行能力 ・握力 ・TUG (Time Up & Go) ・その他】						
単位数	【230 単位】を評価実施月に加算 6/1 利用開始<table><tr><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td></tr></table>11/30 利用終了予定 → 8 月利用分に <u>230 単位</u> を算定 → 11 月利用分に <u>230 単位</u> を算定	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月		

『介護予防・日常生活支援総合事業における状態像の目安の見直しについて』

平成 28 年 6 月から開始しました介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、「予防専門型訪問サービス」及び「予防専門型通所サービス」の利用対象となる方の「状態像の目安」を示し、事業を実施してきました。

今般、事業の実施状況を検証した結果、「状態像の目安」が曖昧といった意見等から、より客観的で分かりやすい内容に変更し、心身の状態に応じた適切なサービスを案内するため「状態像の目安」を平成 29 年 5 月 1 日より下記のとおり見直しましたので、ご承知おきくださいますようお願い致します。

【見直し後の状態像の目安】

各サービスについて、状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

区分等		見直し後	見直し前
予防専門型訪問サービス	状態像の目安	①身体介護が必要な方 ②日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方 ③精神疾患等の疾病があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れがある方 ④退院直後や骨折の治療中など、一時的に予防専門型訪問サービスが必要な方	① 継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防訪問介護」を利用していた方） ②身体介護が必要な方 ③専門職による見守りが必要な方（退院直後や自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時支援できる状態で行う見守り等） ④その他①から③までの状態像に準ずる方
	基準	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A 1」以上 ②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上 ③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。 ④利用期間は、最大 3 ヶ月を上限に治癒するまでの期間とする。	状態像の目安に対する基準の定めはなし
予防専門型通所サービス	状態像の目安	①疾病により歩行に支障があり、送迎が無いとサービスが利用できない方。 ②日常生活に支障を来すような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方 ③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方 ④通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方	①継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防通所介護」を利用していた方） ②通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方 ③転倒の既往（過去 1 年以内に 1 回以上）がある等、転倒の危険性が高いことにより、閉じこもりがちで、通所サービスを利用するにあたり送迎が必要な方 ④その他①から③までの状態像に準ずる方
	基準	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A 1」以上 ②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上 ③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。 ④認定調査票が下記項目の結果のいずれか該当していること ・「洗身」が「一部介助」以上に該当 ・「排尿・排便」が「見守り等」以上に該当 ・「上着の着脱・ズボン等の着脱」が「見守り等」以上に該当	状態像の目安に対する基準の定めはなし

「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」指定事業所の 空き状況に関する情報の提供について

「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」の円滑な利用案内のため、NAGOYAかいごネットにおいて、各指定事業所の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）に関する情報を29年4月より提供しています。

指定事業所においては、空き状況を所定の様式にて事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへご報告いただきますようお願いいたします。

1 提供方法

毎月末、NAGOYAかいごネットに、「生活支援型訪問サービス」、「ミニデイ型通所サービス」の指定事業所すべてについて、翌月および翌々月の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供します。（下表太枠内）

事業所情報						通常の事業の実施地域													4月の事業所空き状況					5月の事業所空き状況										
No.	介護保険事業所番号	法人（個人）名	事業所名	事業所所在区	事業所所在地	事業所電話番号	千種	東	北	西	中村	昭和	瑞穂	熱田	中川	港南	守山	緑	名東	天白	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	23A01 生活支援型	*****	*****	千種	**町**-**-*	052- 生活支援型- 生活支援型	○	○				○							○			-	△	○	○	×	-	-	△	○	○	△	-	
	23A02 生活支援型	*****	*****	東	**町**-**-*	052- 生活支援型- 生活支援型		○				○	○									-	○	○	○	○	○	間	-	○	○	○	○	×

2 調査方法

指定事業所から毎月15日までに、事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへ翌月および翌々月の空き状況をFAXで報告いただきます。

※報告様式は次頁「事業所空き状況について」をご確認ください。

（NAGOYAかいごネットからダウンロードできます）

《受け入れ状況の目安》

○：十分空き有り △：少し空き有り ×：空きなし
間：問い合わせ可 ー：休業日 空白：情報なし

※上記は、受け入れ状況を記入する際の目安としてお考えください。現利用者状況のほか、事業所の都合等も勘案いただき、新規利用者の受け入れ可能状況を記入していただければ結構です。

3 報告にあたっての留意点

- （1）毎月の報告にご協力をお願いします。ただし、当面の間、新規利用者の受け入れを行わない事業所については「その他特記事項」にその旨を記載いただければ、変更がない限り毎月の報告は不要です。
- （2）報告する時点で把握できているおおよその受け入れ状況で構いません。次月の報告時まで受け入れ状況に変化があったとしても訂正の連絡は不要です。
- （3）報告がない場合、事業所の受け入れ状況は情報なし（空白）として取り扱います。

() 区 () 部
いきいき支援センター あて
FAX :



事業所名
FAX :

平成 年 月 日

事業所空き状況について

生活支援型訪問サービス ・ ミニデイ型通所サービス につきまして、翌月分、翌々月分の事業所における空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供いたします。

①空き状況 【 生活支援型訪問サービス・ミニデイ型通所サービス 】

※ NAGOYA かいごネット掲載情報

	日	月	火	水	木	金	土
() 月分							
() 月分							

《空き状況の目安》

【○：十分空き有り】 【△：少し空き有り】 【×：空きなし】 【問：問い合わせ可】

【－：休業日】 【空白：情報なし】

②その他特記事項

「①空き状況」で伝えきれない事業所情報等があれば、下表にご記入ください。

※ NAGOYA かいごネット非掲載情報

--

福祉用具貸与の見直し

第158回社会保障審議会
介護給付費分科会資料より抜粋

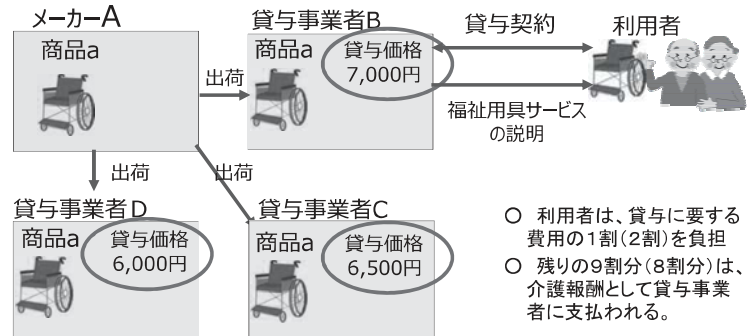
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品（例：メーカーAの車いすa）でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者（福祉用具専門相談員）は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。（複数商品の提示は30年4月施行）
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する（当該商品の全国平均貸与価格＋1標準偏差）。

16. 福祉用具貸与 改定事項の概要

①貸与価格の上限設定等

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。
 - 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」を上限とする。
 - 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
 - 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
 - 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。
- なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

②機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
 - 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
 - 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

住宅改修費の見積書について

1. 概要

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」が改正され、住宅改修費の支給申請の際に提出する見積書の標準様式が示されました。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及びいきいき支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業所から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとなりました。

2. 留意点

見積書の標準様式は NAGOYA かいごネット、名古屋市公式ウェブサイトに掲載されていますが、標準様式の項目を満たしていれば、任意の様式を使用して差し支えありません。また、介護支援専門員及びいきいき支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業所から見積もりを取るよう利用者に対して説明する必要がありますが、住宅改修の支給申請の際に提出する見積書は一事業所のみで差し支えありません。

3. 標準様式

[illegible]

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

認知症高齢者グループホーム居住費助成について

1 概要

認知症高齢者グループホームに入居する一定の所得要件等を満たす方に対して、居住費の一部助成を行うもの。（平成 30 年 1 月制度開始）

2 対象者

名古屋市の被保険者で、以下の①～③のすべての要件に該当する方。

所得要件	<u>①市町村民税非課税世帯で、②本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（＊）の合計が 80 万円以下であること</u> ※別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること
資産要件	<u>③預貯金等が一定額以下（単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円）であること</u>

※生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者については助成対象外

＊「合計所得金額」とは、前年の 1 月から 12 月までの 1 年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額をいう。なお、平成 30 年 8 月からは、年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となる。

3 助成額

居住費（家賃・光熱水費）について、月額 20,000 円を上限として助成する。

4 助成のながれ

- ①助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、交付された助成認定証を、利用する認知症高齢者グループホーム事業所へ提示する。
- ②助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とする。

5 その他

グループホーム事業者が必要な手続き等については、NAGOYA かいごネットに掲載

（事業者向け）介護保険事業者の指定・登録 - 認知症高齢者グループホーム居住費助成について

生活援助を一定回数以上位置付けたケアプランの届出について

1. 概要

先の制度改正において、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、平成30年10月1日以降に作成または変更（「軽微な変更」を除く。）した居宅サービス計画について、訪問介護における生活援助中心型サービスを国が定める回数以上位置づける場合、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村へ届け出ることとなりました。

平成30年5月2日に定められた「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」において、生活援助中心型サービスの回数が以下のように示されました。

（1月あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27	34	43	38	31

2. 提出物

訪問介護において上記の回数以上の「生活援助」（生活援助を単体で行うもののみを指し、1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在するものを除く。）を居宅サービス計画に位置づけた本市被保険者全員分（当該月分）の居宅サービス計画（1～4表）及びアセスメント表（基本情報を含む。）

3. 提出期限

各事業所において該当する計画があるか確認の上、当該計画につき利用者の同意を得て交付した月の翌月末日までに自主的に提出してください。

4. 提出先及び問い合わせ先

名古屋市役所健康福祉局介護保険課指導係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2594

5. 居宅サービス計画の検証

提出のあった居宅サービス計画は、その必要性等について検証を行う予定です。検証方法等については、別途NAGOYAかいごネットにてお伝えします。

一定以上所得者の利用者負担の見直し【平成30年8月施行】

1 概要

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点より、平成30年8月から、2割負担の被保険者のうち特に所得の高い者の負担割合を3割とする。

2 利用者負担割合の判定基準

負担割合は、市町村民税で用いる前年所得に基づいて決定する。

負担割合	基準（以下①②のいずれにも該当する場合）
3割 (平成30年8月から)	①本人の合計所得金額（※1）が 220万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入（※2）と 合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が { 同一世帯に本人以外に65歳以上の方がいない場合 340万円以上 同一世帯に本人以外に65歳以上の方がいる場合 463万円以上
2割	上記に該当しない方で、 ①本人の合計所得金額（※1）が 160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入（※2）と 合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が { 同一世帯に本人以外に65歳以上の方がいない場合 280万円以上 同一世帯に本人以外に65歳以上の方がいる場合 346万円以上
1割	上記以外の方

・上記の表にかかわらず、64歳以下の方、市町村民税非課税の方や生活保護等を受けている方の負担割合は1割

（※1）「合計所得金額」とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額をいう。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となる。

（※2）年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まない。

3 留意点

利用者が介護（予防）サービスまたは介護予防・生活支援サービス事業を利用する際には、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）とともに、介護保険負担割合証（以下「負担割合証」という。）を確認する必要があるが、負担割合は、所得更正や世帯状況の変更等により、適用期間の途中で変更となる場合があるため、毎月最新のものを確認する必要がある。

4 保険料滞納者への給付制限

保険料を滞納しその徴収権が時効によって消滅した期間がある者は、収納対策として、1割または2割の負担割合を3割に引き上げている。平成30年8月から利用者負担が見直されることに伴い、この収納対策としての役割が維持されるよう、3割負担の者に対する給付制限を4割負担とすることとしている。

事業所等においては、被保険者証に「給付額の減額」の旨が記載されている場合、被保険者証と負担割合証を併せて確認し、利用者の負担割合を把握したうえで、介護報酬の請求を行う必要がある。

なお、介護予防・生活支援サービス事業においては、給付制限の対象外となるため注意が必要である。

自立支援・重度化防止に向けた地域密着型通所介護事業所の加算について

1 趣旨

高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの一層の推進が求められています。

こうした中、国は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後の介護保険法において、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するため、交付金を交付することとされました。

市町村の取り組みを評価する指標が数多くある中、地域密着型通所介護における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取り組みが「自立支援・重度化防止等に資する施策の推進」に関する評価指標の一つとして設定されているところです。

平成 30 年度の介護報酬改定においても、「地域包括ケアシステムの推進」や「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」が重点項目として示され、各種サービスの報酬改定がなされたところですが、通所介護・地域密着型通所介護における機能訓練に関する改定についてまとめましたので、各地域密着型通所介護事業所におかれましては、更なる取り組みの推進の一助としてください。

2 加算の概要

（１）生活機能向上連携加算

概 要	・ 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。
単 位 数	200 単位／月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位／月
主な 算定要件	・ 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則、許可病床 200 床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成。 ・ リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画

	の進捗状況を3月に1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを実施。
--	---

(2) ADL維持等加算

概 要	・ 自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する。
単 位 数	・ ADL維持等加算（Ⅰ） 3単位／月 ・ ADL維持等加算（Ⅱ） 6単位／月
主な 算定要件	・ 以下の要件を満たす通所介護事業所の利用者全員について、評価期間（前々年度の1月から12月の1年間）終了後の4月から3月までの1年間加算の算定を認める。 1 総数が20名以上。 2 ① 要介護度が3、4又は5の利用者の占める割合が15%以上。 ② 初回の介護認定を受けてから12か月以内の者の占める割合が15%以下。 ③ 機能訓練指導員が、Barthel Index（※1）の測定を6か月ごと2回測定していること。 その結果報告が90%以上の利用者について行っていたこと。 ④ BI利得（※2）が上位85%の者について、評価の数字合計が0以上となること。 ・ 上記の要件を満たした通所介護事業所において、評価期間の終了後にもBarthel Indexを測定、報告した場合、ADL維持等加算（Ⅱ）を算定可。

※1：Barthel Indexとは、ADLの評価にあたり、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの10項目を5点刻みのスケールで評価、合計点を100点満点で評価する手法のこと。

※2：BI利得とは、初回に測定したBarthel Indexを「事前BI」、6か月後を「事後BI」として、「事前BI」から「事後BI」を引いた数字をBI利得と呼ぶ。

区分変更等に係る認定調査依頼先の変更について

1 趣旨

現行において、新規申請以外の認定調査は担当ケアマネジャーへ委託していましたが、本市が取り組んでいる認定調査適正化事業の一環として、国の調査ルールに従って行われる認定調査の正確性を高めることで、さらに要介護認定の公平・中立性を確保していくため、以下のとおり認定調査の委託先を変更いたします。

申請種別	現行		平成30年10月1日(月)申請分から
新規	事務受託法人		事務受託法人
区分変更	担当ケアマネジャー等		事務受託法人(※1)
更新	担当ケアマネジャー等		事務受託法人(※2) または 担当ケアマネジャー等

※1 区分変更申請に係る認定調査の依頼については、すべて事務受託法人への委託となります。

※2 更新申請に係る認定調査の一部（約3%）についても、事務受託法人へ委託します。

2 認定調査依頼にあたっての取扱いの変更点

区分変更	すべて事務受託法人へ依頼を行うため、居宅介護支援事業所等へ依頼を行うことはありません。
更新	事務受託法人への委託に変更となる事業所に対しては、あらかじめ健康福祉局介護保険課から連絡します。

3 実施時期

平成30年10月1日(月)以降申請分に係る調査依頼から実施します。

4 その他留意点

- ・更新申請書の裏面は、引き続き認定調査を依頼できるかどうかの記載が必要で下記（ア）＞。平成30年10月以降事務受託法人が認定調査を行う事業所へは、平成30年9月頃に介護保険課から連絡いたします。
- ・新規申請及び区分変更申請を区役所へご提出される際、認定申請書裏面の『調査対象者連絡票』をすべて記入してください＜下記（イ）＞。
- ・認定調査の実施有無に関わらず、ケアプラン作成事業者であれば、引き続き認定調査票及び主治医意見書の資料提供は可能です。

（ア）【更新申請書裏面】
（更新申請の際に記入）

（イ）【認定申請書裏面】
（新規申請及び区分変更申請の際に記入）

要介護・要支援認定に必要な認定調査を行うためのものですので、必ずご記入ください	
●現在サービスをご利用中の方は、担当のケアマネジャーへ更新申請についてお伝えいただき、認定調査を行っていただけるかの確認をお願いします。担当のケアマネジャーに認定調査を行っていただける場合、ケアマネジャーについてご記入ください。（※ケアマネジャーをご記入いただいた場合でも、他の認定調査員に依頼する場合もございますので、ご了承ください。）	
事業者名称	
調査実施者 (ケアマネジャー)	氏名 電話 () -
●認定調査の日程調整のための電話連絡させていただきますので、連絡先等をご記入ください。	
被保険者 (調査対象者)	フリガナ 氏名 申請種別 ☐ 新規 ☐ 区分変更 ☐ 更新 区分 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ その他 現在の要介護度 要介護 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 要支援 ☐ 1 ☐ 2
日程調整のための連絡先等	フリガナ 氏名 電話番号(優先1) ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 職場 ☐ 他 () - 電話番号(優先2) ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 職場 ☐ 他 () - ☐ 本人 ☐ 同居 ☐ 別居等(続柄等) () 希望する連絡時間帯 ☐ なし ☐ あり (午前・午後 時～ 時頃) ※1週間以内を目途に、平日の昼中にお電話します。
調査実施希望日	☐ なし ☐ あり () ※2週間以内を目途にご記入ください。認定調査は平日の昼中に行います。
調査実施場所	☐ 在宅の方 住所(住民票登録地と異なる場合のみ記入) 電話番号 () - 駐車場 (☐ あり ☐ なし ☐ 不明) 近隣パーキング (☐ あり ☐ なし ☐ 不明) ※普段生活されている場所で認定調査を行います。
立会者	☐ なし ☐ あり (氏名: 続柄等: 電話番号: -)
世帯状況	☐ 独居 ☐ 高齢者(夫婦)世帯 ☐ 子等家族と同居 ☐ 入院・入所 ☐ 他 ()
認知症状	☐ なし ☐ あり (主な症状) ☐ 不明
利用サービス	☐ 訪問介護 ☐ 通所介護 ☐ 施設入所 ☐ 福祉用具 ☐ 住宅改修 ☐ 配食 ☐ 無
その他	調査時の注意事項等()を記入してください。(例:耳が遠い、〇〇の話を控えてほしい)

認定調査対象者連絡票	
受付: 月 日 区・支 担当: 電話	
被保険者番号 1 0 0	申請種別 ☐ 新規 ☐ 区分変更 ☐ 更新
認定調査対象者 (被保険者) 氏名	現在の要介護度 要介護 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 要支援 ☐ 1 ☐ 2 (認定日: 年 月 日) 区 分 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ その他
連絡先 (日程調整) 氏名	☐ 本人 ☐ 同居 ☐ 別居等 ☐ 事業所 (続柄等) 電話(優先1) ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 職場 ☐ 他 電話(優先2) ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 職場 ☐ 他 () - () - 希望する連絡時間帯 ☐ なし ☐ あり (AM・PM 時～ 時頃)
調査希望日	☐ なし ☐ あり () ※10日程度は不可
調査実施場所 (普段の生活場所)	☐ 在宅 (住民票と異なる場合のみ住所) 電話 駐車場 (☐ あり ☐ なし ☐ 不明) 近隣パーキング (☐ あり ☐ なし ☐ 不明) ☐ 入院(入所) 病院(施設)名 () 病棟 () 号室 今回の入院(入所)日 (年 月 日頃) 退院予定 (年 月 日頃) 転院予定 (年 月 日頃) 転院予定先 (電話)
立会者	☐ なし ☐ 上記の連絡先者 ☐ 他 (電話) ☐ 未定
窓口来庁者	☐ 本人 ☐ 上記の連絡先者(本人以外) ☐ 他 (電話)
申請理由	☐ サービス利用 ☐ 状態の変化 ☐ 病院の勧め ☐ 今後の備え ☐ 他 () ☐ 不明
希望サービス	☐ 訪問介護 ☐ 通所介護 ☐ 施設入所 ☐ 福祉用具 ☐ 住宅改修 ☐ 配食 ☐ 未定 ☐ 不明
基本チェックリスト	☐ 未実施 ☐ 申請と同時に実施(事業対象者) ☐ 従前より事業対象者
主たる疾病	☐ 不明
世帯状況	☐ 独居 ☐ 高齢者(夫婦)世帯 ☐ 子等家族と同居 ☐ 入院・入所 ☐ 他 ()
聴力	☐ 問題なし ☐ 少し耳が遠い ☐ 筆談等が必要
認知症状	☐ なし ☐ あり (主な症状) ☐ 不明
がん末期	☐ 対象外 ☐ 対象 (本人告知 ☐ あり ☐ なし ☐ 不明)
その他留意事項	

10月からの新様式です。(NAGOYA
かいごネットにも掲載予定)
9月末申請分までは現行の様式をご使用
ください。

共生型サービス

共生型サービスとは、障害福祉サービス事業所と介護保険サービス事業所が相互に指定を受けやすくする制度です。障害福祉サービスの利用者が高齢者となった場合に、これまで利用していた障害福祉サービス事業所で、それに相当する介護保険サービスを引き続き利用できるといった利点があります。共生型サービスは一方の基準を満たしていなくても指定が受けられることもあります。その場合、本指定を受けた事業所に比べ、減算された設定となっております。

現在、共生型サービスとして国の制度上認められているサービスは以下のとおりです。

<訪問系>

○訪問介護事業所が指定を受けられる共生型サービス

・居宅介護 ・重度訪問介護

○居宅介護事業所又は重度訪問介護事業所が指定を受けられる共生型サービス

・訪問介護 ・予防専門型訪問サービス

<通所系>

○（地域密着型）通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が指定を受けられる共生型サービス

・生活介護 ・自立訓練 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス

○生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が指定を受けられる共生型サービス

・（地域密着型）通所介護 ・予防専門型通所サービス

<短期入所系>

○（介護予防）短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が指定を受けられる共生型サービス

・短期入所

○短期入所事業所が指定を受けられる共生型サービス

・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護

※共生型サービスの指定に係る具体的な基準については、それぞれの都道府県・指定都市等により定めることになっておりますので、その指定を受けようとする共生型サービスを担当する部署へご相談ください。

対象サービス	担当部署（本市の場合）
居宅介護・重度訪問介護・生活介護・自立訓練	障害者支援課 指定指導係
児童発達支援・放課後等デイサービス	子ども福祉課 子ども発達支援係

平成30年度介護サービス情報公表について

介護保険法115条の35により、介護サービス事業者は介護サービス情報を年1回以上、名古屋市に報告しなければなりません。

「2 情報公表制度の報告対象事業所」に該当する事業所は、「1 情報公表制度の報告について」のとおり介護サービス情報について報告してください。

1 情報公表制度の報告について

(1) 報告方法

インターネット上で、介護サービス情報公表システムの報告用ページから報告してください。

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/>)

※IDは事業所番号です。

※パスワードは前回報告時（事業所でパスワードを変更された場合はそのパスワード）のものになります。

パスワードを忘れた場合につきましては、名古屋市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課あてにメール (a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)^{エルジー} で、件名「パスワード問い合わせ」とし、本文に「事業所番号」、「事業所名」、「サービス種別」を記載してお問い合わせください。電話での回答はできません。

(2) システムの操作方法について

操作方法については、介護サービス情報公表システム内の操作ガイドを参照してください。

2 情報公表制度の報告対象事業所について

(1) 平成29年12月までに指定を受けた事業所で平成29年の介護報酬額が年間100万円を超える事業所

介護サービス情報公表システムにより8月31日（金）までに報告してください。

※「基本情報」及び「運営情報」の入力画面で必要事項を入力後、それぞれの画面で「記入した内容をチェックし登録する」を押してください。最後に、「記入メニュー」に戻り「この内容で提出する」ボタンを押してください。

※「事業所の特色」及び「指定都市独自項目」は任意項目です。

※記入メニューで基本情報及び運営情報の状況が「提出済」になれば、報告完了です。

※平成29年の年間介護報酬額が100万円以下の事業所は、報告不要です。

(2) 平成30年1月から12月までの新規指定事業所（みなし指定を除く）

個別にパスワード等を郵送しますので、通知文に記載された期限（指定を受けた月の15日）までに介護サービス情報公表システムにより報告してください。

※「運営情報」の入力は不要です。

※「基本情報」に変更があった場合の修正作業は各事業所において行っていただく必要があります。（（１）（２）共通）

3 情報公表調査について

（１）調査対象事業所

- ① 平成２９年１月から１２月までに指定を受けた事業所で前年の介護報酬額が１００万円を超える事業所
- ② 平成２８年１２月までに指定を受けた事業所で調査を希望する事業所
- ③ 実地指導対象事業所（①及び②の事業所等を除く。）

（２）調査手数料

上記②については事業者により調査手数料をご負担いただきますが、①③については、調査手数料は必要ありません。

※①と②は指定調査機関の調査員が事業所を訪問し調査を実施いたしますが、後日指定調査機関から連絡がありますので、調査日程の調整をしていただき、調査を受けてください。③は実地指導担当職員等が実施します。

4 調査を希望する事業所について

（平成２８年１２月３１日までに指定された事業所のみ対象）

調査を希望し情報を公表する事業所については、公表システムにおいて明示され、他の事業所と区分し公表されます。

また、本市においては、受審済証が発行され、受審済証は事業所内に掲示するなどの活用をすることができます。

今年度の情報公表調査申込は平成３０年７月３１日（火）までで締め切りました。

5 問い合わせ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
電話：052-972-4628 F A X：052-972-4147
メール：a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

「介護サービス情報の公表」概念図

①名古屋市介護サービス情報公表計画の公表

目的・実施主体・実施方法等を策定し、利用者や事業者に対して、NAGOYA かいごネット等にて公表。

名古屋市 ⑧情報の公表、修正 (公表内容)

既存：基本情報、運営情報（報告月の翌月末まで）
新規：基本情報（報告月の翌月末まで）

名古屋市

② 報告対象事業所に対して、報告月(期限)、開設2年目の事業所に対する調査対象である旨、調査の希望の有無の照会、公表月などを説明

③ 報告対象事業所から介護サービス情報の報告の受理。

調査を希望する事業所については、調査手数料（平均23,400円）を市に支払う。

公表すべき情報の報告

既存：基本情報・運営情報、新規：基本情報

○報告期限 既存：市が指定する日までに事業所が市に報告

新規：指定を受けた月の15日までに事業所が市に報告

④ 調査対象事業所（開設2年目、調査を希望する事業所）について調査機関へ調査委託。

⑦ 調査機関から調査月の翌月15日までに送付がある調査結果を受理、修正。

指定調査機関

⑤ 調査機関が調査対象事業所と調査実施日調整

事業所と日時を協議し調査日等々を通知する。
(通知内容：調査日時、調査員等)

⑥ 調査員調査

介護保険サービス事業所

○介護サービスの種類（48種類）
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 等
○上記の事業所で計画の基準日前1年間の介護報酬が100万円を超える事業所（基本情報・運営情報）
○上記種別の新規事業所（基本情報のみ）

改善命令及び指定取消

指定調査機関で対応できないケースなどについては、市が改善命令を行う。従わない場合は指定又は許可の取消しとなる。

- ・介護サービス情報の報告をしない場合
- ・調査を受けない場合
- ・調査の実施を妨げる場合（手数料を支払わない場合など）
- ・虚偽の報告をした場合

実地指導と同時に 基本情報・運営情報の確認

調査手数料額一覧

- 48サービス（主たるサービス：●印）
 ○ 主たるサービスと同類型の予防サービス等に関し複数の調査が同時に行われる場合には、当該複数の調査を1件とする。

	サービス種別	手数料
調査手数料	●訪問介護 ○夜間対応型訪問介護	1件につき 23,100
	●訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護	
	●訪問看護 ○介護予防訪問看護 ○療養通所介護	
	●訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション	
	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1件につき 22,500
	●福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○特定介護予防福祉用具販売	
	●居宅介護支援	
	●通所介護 ○地域密着型通所介護 ○療養通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護	1件につき 23,700
	●通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション ○療養通所介護	
	●特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
	●特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム等) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム等・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
	●認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護	
	●小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護	
	●看護小規模多機能型居宅介護	
	●介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	
	●介護老人保健施設 ○短期入所療養介護(介護老人保健施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	1件につき 24,200
	●介護療養型医療施設 ○短期入所療養介護(介護療養型医療施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	